

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

かのや逸品ビジネスマッチング支援事業補助金交付要綱（平成30年鹿屋市告示第232号）の一部を次のように改正する。

第3条の表宿泊費の項、交通費（航空機、新幹線、電車、バス、フェリー、高速道路料金等）の項及び旅行会社への手数料等の項を削る。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。